

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(二四八・税務課).....	1
○道路の供用開始(二四九、二五〇・道路課).....	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	1
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課).....	1
○土地改良区の役員の退任の届出(雄勝地域振興局農林部).....	2
○監査結果に基づき講じた措置の公表(一一).....	2

告 示

秋田県告示第二百四十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 氏名又は名称 有限会社中央商事

取締役 佐藤 哲也

二 主たる事務所又は事業所の所在地 にかほ市象潟町字浜山一番一号

三 指定取消年月日 平成二十年四月三十日

秋田県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	比内森吉線	北秋田市森吉字橋向八九番六から字姫ヶ岱一四番一五まで

二 供用開始の期日 平成二十年五月三十日午後二時

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年五月二十七日から同年六月九日まで

秋田県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
国道	道百一号	能代市宇寿域長根二六番地先から字芝童森七番八地先まで

二 供用開始の期日 平成二十年五月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年五月二十七日から同年六月九日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日 平成二十年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 あしなが会

三 代表者の氏名 片桐 浩

四 主たる事務所の所在地 秋田県湯沢市稲庭町字三嶋三十二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす多重債務に苦しむ人や経営に行き詰まっている事業主に対して、悩み相談に関する事業を行い、解決策を共に考え、問題解決の手助けをすることにより、多重債務の原因とした自殺・離婚・一家離散・凶悪犯罪を地域から撲滅することを目的とする。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
九	秋田市手形住吉町一番宅地	三、〇七五・四一	一六三、〇〇〇	〇、〇〇〇
一	秋田市手形住吉町一番地九	事務所	四〇五・七六	二八、〇〇〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	秋田県出納局会計管財課 (電話〇一八八六〇一七三六)	平成二十年五月二十七日(火)から七月三日(木)まで(日曜日、土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県出納局会計管財課 入札室	平成二十年七月四日(金)午前十時三十分

四 現場説明会の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県出納局会計管財課 入札室	平成二十年六月二十七日(金)午前十時三十分

五 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

六 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
 - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 - 法人の場合
 - 法人の登記事項証明書

七 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

八 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六條に規定するところによる。

九 建物に関する事項

落札額に別途消費税を加算する。建物が未登記のため落札後、秋田県で表示登記を実施する。その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八八六〇一七三六)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月二十七日

退任監事の住所及び氏名
湯沢市高松字上地下二十六番地

秋田県知事 寺 田 典 城
大場 直茂

監 査 委 員 公 告

監査結果公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成20年5月27日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄	秋田県監査委員 金 谷 信 栄
秋田県監査委員 こだま 祥 子	秋田県監査委員 こだま 祥 子
秋田県監査委員 秋田県監査委員 大 和 顕 治	秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 秋田県監査委員 菊 地 康 男	秋田県監査委員 菊 地 康 男

平成20年4月11日

財政的援助団体の監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成20年3月18日付け監査-807で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提

出します。別紙

監査箇所名	秋田県総務課
監査年月日	平成20年2月1日

(指摘事項)

- 1 使用料の徴収事務において、徴収した現金を速やかに振り込んでいなかったため、今後は適切に処理すること。(県立総合体育場)
- 2 使用料の徴収事務において、現金出納簿に口計表からの転記誤りが見受けられるので、適切な事務処理を行うこと。(県立体育館、環境保全センター)

(所管課措置事項)

使用料の徴収事務をはじめ、適切な事務処理を行うよう指導しました。

また、記載誤りがないよう職員への注意喚起を行うとともに、表計算ソフトの活用など、事務改善を行うよう指導しました。

監査箇所名	公立大学法人 国際教養大学
監査年月日	平成20年2月1日

(指摘事項)

契約金額が100万円を超えて320万円以下である修繕や物品購入において、契約事務規程に基づく請書が必要であるにもかかわらず作成していないものが見受けられるので、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

指摘事項を含め業務遂行に当たっては、関係規程を遵守し、適切な事務処理に努めるよう指導しました。

監査箇所名	秋田県福祉政策課
監査年月日	平成20年2月7日

(指摘事項)

<p>1 精米購入の単価契約において、予定価格を上回る金額で契約していたので、今後は適切に処理すること。 (高清水園)</p> <p>2 社会適応化訓練(バス乗降訓練)において、訓練参加者負担金を過徴収していたので、所要の措置を執ること。(身体障害者更生訓練センター)</p>			
<p>(所管課措置事項)</p> <p>1 高清水園の精米購入の単価契約については、法人の会計規則に基づき、落札者がいない場合は、入札の最低価格業者との随意契約によるか、又は、日を改めて再度入札を行う等適切に処理するよう指導しました。</p> <p>2 身体障害者更生訓練センターにおける訓練参加者負担金の過徴収については、返納するとともに、今後は訓練参加の事実関係の把握に努めるなど、適切に処理するよう指導しました。</p>			
監査箇所名	社会福祉法人 秋田県小児療養事業団	所管課名	障害福祉課
監査年月日	平成20年2月1日		
<p>(指摘事項)</p> <p>使用料の徴収事務において、徴収整理簿や現金出納簿に記載誤りが見受けられるので、適切な事務処理を行うこと。</p>			
<p>(所管課措置事項)</p> <p>徴収整理簿・現金出納簿の記載内容について、指摘があった記載漏れ等の誤りを直ちに訂正し、徴収事務を行うよう指導しました。</p> <p>また、関係帳簿については調定票を基に日々整理するとともに、誤りを早期に発見できるようにチェック体制の強化を図るよう指導しました。</p>			
監査箇所名	株式会社 秋田県分 株式会社 秋田県分 株式会社 秋田県分	所管課名	環境あきた創造課
監査年月日	平成20年2月8日		
<p>(指摘事項)</p> <p>水道の水質検査などに係る未収金については、未納者の実態に即した実効性のある対策を進め、その回収に努</p>			

<p>めること。</p>			
<p>(所管課措置事項)</p> <p>1 売掛金と未収金の入金管理は、入金担当者が毎日入金状況を確認し、未収金が発生した顧客には、電話及び訪問により回収を強化するよう指導しました。</p> <p>2 平成19年3月31日現在における未収金は1,390,249円でしたが、倒産や廃業などの回収不能債権を除き、電話及び訪問により回収に努めた結果、平成20年3月24日現在の未収金は418,190円となり、912,059円減少しました。</p> <p>3 倒産、廃業、行方不明等の理由で回収が不可能な未収金については、公認会計士と相談の上、指示に従って償却を実施するよう指導しました。</p>			
監査箇所名	社団法人 秋田県農業公社	所管課名	農林政策課
監査年月日	平成20年2月7日		
<p>(指摘事項)</p> <p>家畜導入事業や農地保有合理化促進事業等における未収金については、未納者の実態に即した実効性のある対策を進め、その回収に努めること。</p>			
<p>(所管課措置事項)</p> <p>未収金の回収に当たっては、未収農家の経済実態を再確認したうえで、法的措置を含め専門家の力も借りながら回収を進めており、平成20年2月末現在の未収額は191,587,662円と、前年度末残高の477,791,390円と比較して286,203,728円減少しております。</p> <p>今後とも、未収金の回収に努めるよう指導してまいります。</p>			
監査箇所名	財団法人 あきた企業活性化センター	所管課名	商工業振興課
監査年月日	平成20年2月5日		
<p>(指摘事項)</p> <p>機械類貸与事業等に係る未収金については、未納者の実態に即した実効性のある対策を進め回収に努めること。</p>			

<p>(所管課措置事項)</p> <p>未収金の回収を進めるため、専任職員1名に加えて、債権管理の実務に精通した非常勤職員を配置し、未収企業や支払い延期を求める企業に対する訪問を密にすることにより、各社の経営状況を把握したうえで返済可能な償還計画に関する相談に応じ、これら計画に基づいて回収を行っております。</p> <p>これにより、未収企業23社より定期的な入金があり、うち1社の償還が終了したほか、滞納が長期に渡った未収企業については連帯保証人への督促を行って一括償還を済ませた結果、平成20年2月末現在の未収額は451,355,513円となっており、前年度末残高の479,810,112円から28,454,599円の減少となりました。</p> <p>今後は未収企業に対する定期的な巡回訪問回数をさらに増やして支払いを督促するほか、悪質で誠意のない滞納企業については強制執行を行い、企業が倒産・破産した場合についても、保証人を含めた債務者への迅速な対応を行うなど、個別企業の経営実情等に即した対策を講ずるよう、指導してまいります。</p>	
--	--

田 部 区

<p>平成十九年十一月二十日(第千九百三十号) 秋田県告示第千五百十四号(根拠区画(案内)) (区域図)</p> <p>117-1-1-1</p>	
地番	117-1-1-1
地番の種別(メートル)	117-1-1-1
地番の種別(メートル)	117-1-1-1

平成十七年十月十四日(第十七百十八号)掲載の秋田県告示第
八百九十三号(道路区域の変更)
(原稿誤り)

二ページ「一 道路の区域」の表中、

区
間

能代市字寿域長根二六番地先から七番八地先まで

は、

区
間

能代市字寿域長根二六番地先から字芝童森七番八地先まで

の誤り

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
E-mail:matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄